

4

第4章

分野別の基本方針〈全体構想〉



1

土地利用



主な
関連計画

- ・姫路市立地適正化計画
- ・姫路市農林水産振興ビジョン
- ・姫路市北部農山村地域活性化基本計画
- ・姫路市中心市街地活性化基本計画
- ・姫路市公共施設等総合管理計画
- ・播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン

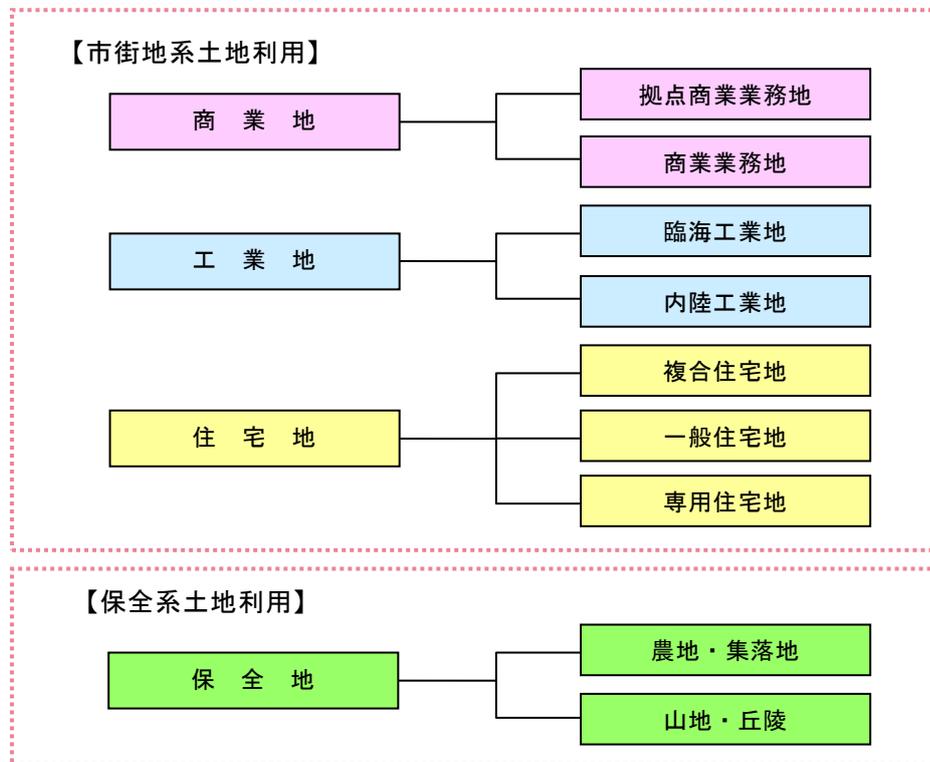
(1) 基本的な考え方

既存の都市機能や都市基盤施設を活用しつつ、各地域の特性に応じた都市機能のさらなる集約化等を図るため、多核連携型都市構造を踏まえた主要用途の配置方針を定めます。

主要用途の配置にあたっては、自然環境との調和や地域の特性に留意し、市域の土地利用を、大きく市街地系土地利用と保全系土地利用とに区分して適正に配置します。

なお、急激な人口減少の抑制を基本的な課題とし、人口増加が見込めない中での市街化区域の整備、整序のあり方を検討するとともに、地域住民との協働による地区の個性を重視したきめ細かな土地利用の誘導を図ります。

■土地利用の区分



市街地系土地利用

- 都心部における高次都市機能の集積と地域交流拠点等における日常生活に必要な都市機能の維持・充実、都市機能や公共交通の利用圏人口の維持を図ります。
- 活力あるものづくり産業の育成・強化を図るとともに、これらと調和した住環境の創出を図ります。
- 住宅の専用化など土地利用の純化を基本としながらも、鉄道駅周辺を中心に、住宅と商業・業務施設等が調和した職住近接型の土地利用の誘導を図ります。

- 地場産業や軽工業の工場が立地する地域においては、住環境と操業環境それぞれに配慮した土地利用を誘導します。
- 災害リスクの低減にも資するコンパクトな都市づくりを推進します。
- 多面的機能を発揮する空間として、住宅地周辺のまとまりのある農地を保全・活用するなど、緑豊かな都市環境を形成します。

保全系土地利用

- 豊かな自然環境や優良農地を保全し、農林漁業の振興を目指した土地利用を基本とした上で、集落の維持・活性化を図るため、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

(2) 基本となる土地利用

商業地

- 商業及び業務活動の利便性の向上、居住や交流の促進により、賑わいの維持・創出を図ります。

拠点商業業務地

- 姫路駅周辺のおおむね内環状線に囲まれる区域を、広域的な拠点商業業務地として位置付けます。
- J R姫路駅南北で中心市街地区域を設定し、播磨地域の中核都市として、商業・業務、医療、芸術・文化等の高次都市機能の集積を図ります。
- J R野里駅、山陽飾磨駅・網干駅の周辺については、地域の拠点商業業務地として位置付けます。



J R姫路駅北

商業業務地

- J R姫路駅北側の拠点商業業務地の周辺、上記以外の主要鉄道駅周辺、主要幹線道路沿道を商業業務地として位置付けます。

工業地

- 既存の工業地の振興や新たな工業施設等の適正な誘導等により、都市活力の源となる工業地の形成を図ります。

臨海工業地

- 海岸線（国道 250 号）と並行する緩衝緑地以南を臨海工業地として位置付けます。
- 姫路港網干沖地区等の埋立地を、既存工場等の移転や新たな企業立地のための産業用地として位置付けます。



姫路港

内陸工業地

- 内陸部での工業用途の集積が高い区域を内陸工業地として位置付けます。

住宅地

- 地場産業や軽工業等との調和やゆとりある住環境の維持・保全など、地域特性に応じた住宅地を形成します。

複合住宅地

- おおむね中環状線に囲まれる区域、商業地に隣接する住商併存地、地場産業や軽工業と住宅が共存する職住近接型の住宅地、運動施設等が集積する区域を複合住宅地として位置付けます。

一般住宅地

- 住宅地としての土地利用を基本としながら、商業系用途等との混在も許容する住宅地を一般住宅地として位置付けます。

専用住宅地

- 住宅地として専用度の高い区域で、戸建住宅を中心とした低層住宅地や戸建住宅と共同住宅が調和する中低層住宅地を専用住宅地として位置付けます。
- 市街化調整区域にある既存の住宅団地及び比較的規模の大きな集落を含む農業的土地利用がなされている区域は、専用住宅地として位置付けていますが、無秩序な市街地の拡大を誘導するものではなく、原則、現在の住環境等の保全を行います。
- 公共交通の利便性の高い鉄道駅周辺など多核連携型都市構造の実現に資する位置において、地区計画制度を活用した計画的な都市基盤施設の配置や、面的整備事業による基盤整備の実施を前提に、住宅市街地の形成を検討します。



戸建住宅を中心とした低層住宅地

- 国道等の幹線道路沿いでは、周辺住環境の保全や地域環境への貢献を考慮しつつ、その位置特性から必要となる一定の用途や規模の建築物等の適正な誘導を図ります。

保全地

農地・集落地

- 既存集落におけるコミュニティの維持を基本としつつ、農業の振興を図る区域として位置付けます。農業基盤整備の推進により農用地としての土地利用を促進し、あわせて集落における生活環境の改善を図ります。



美しい田園風景

- 市街化調整区域では、地域の活力の維持が必要な区域も認められることから、農地や自然環境等の地域資源や既存の都市基盤施設を生かしながら、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度や特別指定区域制度等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。

山地・丘陵

- 北部の山地・丘陵や市街地を取り囲む丘陵、市街地内に点在する独立丘陵、海浜・島しょ地域を対象とします。山地・丘陵においては、森林や山地に係る各種制度を活用し、豊かな自然環境の適正な保全・管理を図りながら、自然保護に十分配慮しつつ、自然環境と調和したレクリエーション地として活用も図ります。



北部の山地・丘陵

- 土砂災害等による被害の抑止・軽減を図るため、市街地に隣接する山麓部の傾斜地等については、市街化を抑制するとともに緑の保全や災害防止のための対策を講じます。
- 海浜・島しょ地域においては、国立公園に指定されている自然景観を生かした観光・レクリエーション地として活用を図ります。

特に配慮すべき土地利用

連携中枢都市圏の形成

- 姫路駅周辺の再開発や手柄山平和公園の再整備等により、都心部における行政、商業・業務、医療、教育・文化・芸術等の高次都市機能の集積、インバウンドの受入れや周遊型観光の拠点整備等を促進します。

大規模な施設跡地の土地利用転換への対応

- 公共施設の再整備等に伴い発生する施設跡地を活用したまちの活性化等に寄与する民間投資を適切に誘導する場合や、大規模な工場の移転等に伴う土地利用転換が見込まれその適切な跡地利用を促進する場合には、用途地域の変更や地区計画制度の活用等により、望ましい市街地環境へ誘導します。

災害リスクの高い区域における居住の抑制

- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害の発生のおそれのある区域は、災害リスク等を総合的に勘案し、必要に応じて市街化を抑制するとともに、建築物の耐水性の確保など、災害リスクに備えた土地利用を誘導します。

産業用地需要への対応

- 自動車専用道路のインターチェンジやランプの周辺等においては、産業用地需要への対応等を図るため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）等の活用により、地域の実情に応じて地区計画制度の活用や市街化区域への編入等適正な土地利用の誘導を図ります。



土地利用ってなあに？

土地利用は、まちが無秩序に広がっていくことを防ぎながら、計画的なまちづくりを行うことだよ。都市には、魅力と活力にあふれたまち、静かで暮らしやすいまち、豊かな自然環境に囲まれたまち、産業活動の盛んなまち、歴史情緒漂うまちなど、さまざまな顔があるよね。これらの地域の特性を生かして、土地利用の計画をしていくよ。

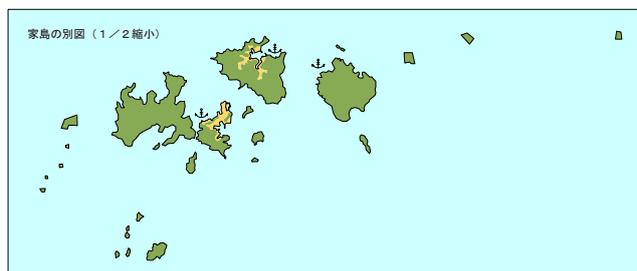
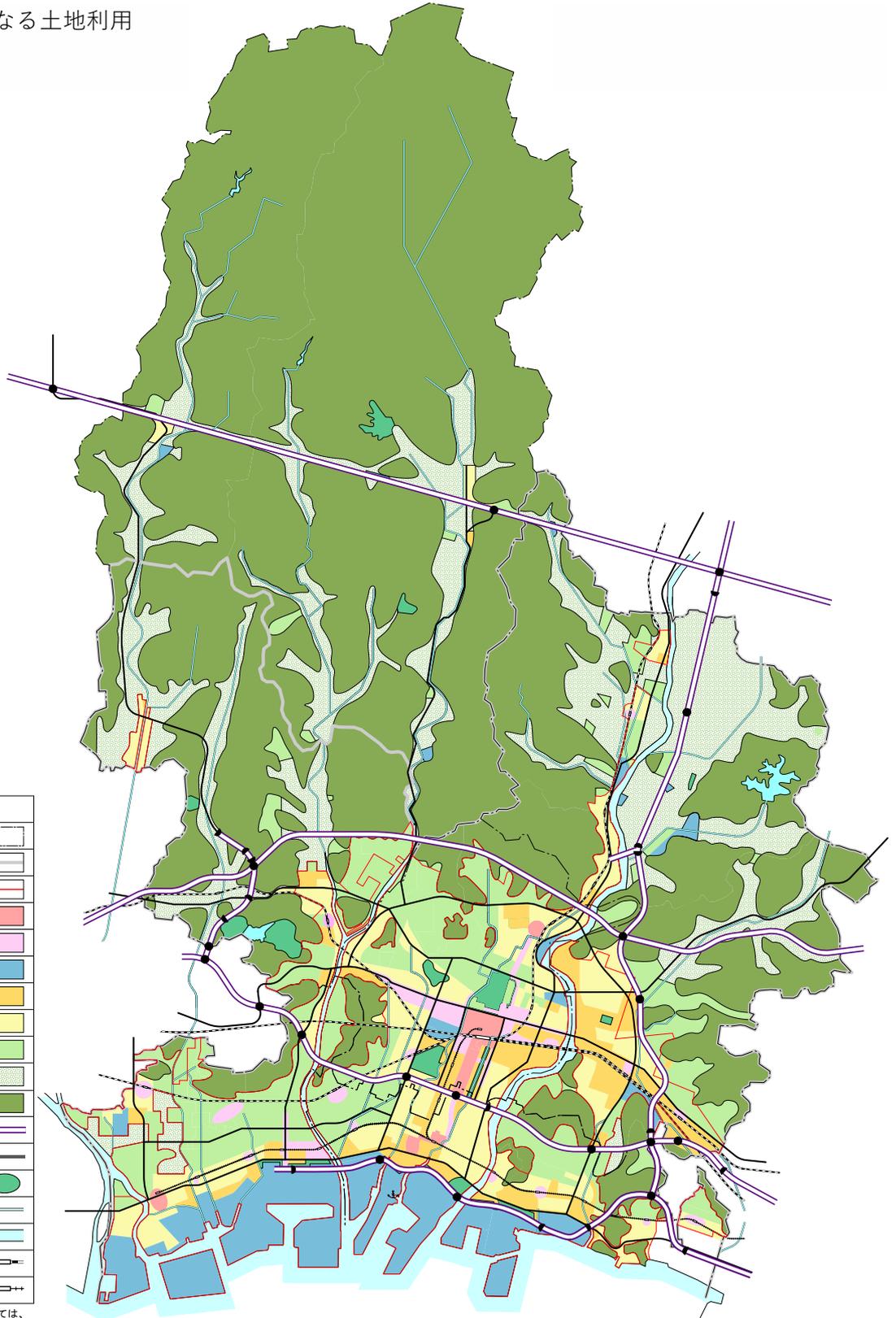


土地利用の計画があるから、秩序あるまちなみが作られているんだね！

■基本となる土地利用

凡 例		
地域区分		
都市計画区域		
市街化区域		
土 地 利 用	拠点商業業務地	
	商業業務地	
	工業地	
	複合住宅地	
	一般住宅地	
	専用住宅地	
	農地・集落地	
	山地・丘陵	
道	自動車専用道路	
	幹線道路	
公 園	主要公園・緑地・墓園	
	一級・二級河川	
施 設	水 辺	
	J R線	
道	山陽電鉄	

注：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年（2023年）10月に公表した都市計画素案であり、確定したものではありません。



第4章
分野別の基本方針
〈全体構想〉

(3) 市街化調整区域におけるまちづくり

基本的な考え方

市街化を抑制する区域という市街化調整区域の本来の性格を維持しつつ、住民生活の安定や地域の活力の維持など、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度や特別指定区域制度等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。

また、物流機能が充実した自動車専用道路のインターチェンジやランプの周辺等においては、農林漁業との適切な調整を図りながら、地区計画制度や他法令の活用等により、企業立地や計画的な開発を誘導します。

対象区域

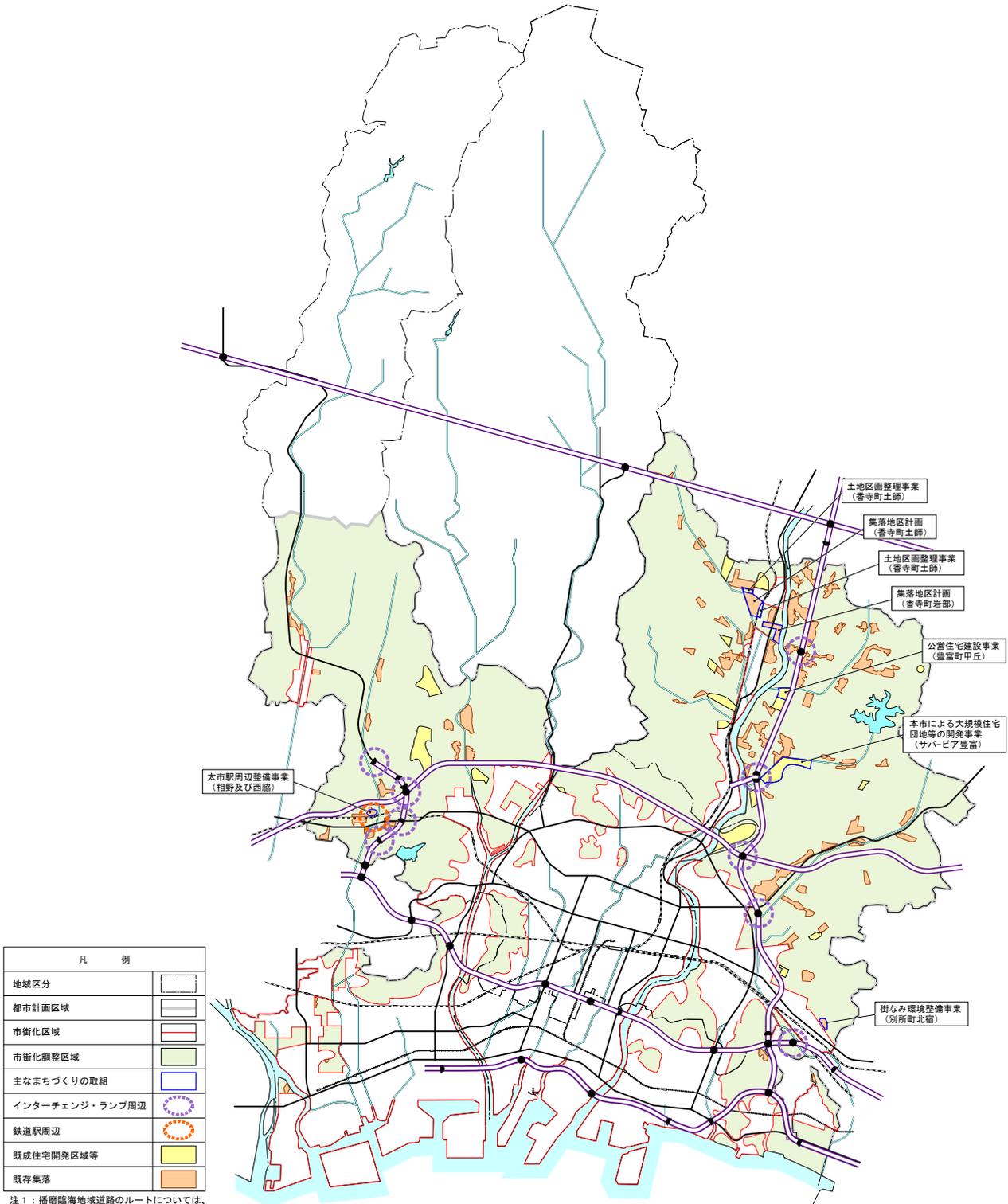
住宅や店舗等の立地により集落の活力維持を図る必要がある地域、産業拠点や交流拠点の形成により活性化を図る必要がある地域など、市街化調整区域において、地域の特性にふさわしい環境の保全・形成を図るため、土地利用を誘導・整序する区域を位置付けます。この区域では、地区計画制度等の活用により、住民主体のまちづくりを促進します。

なお、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高い区域については、総合的な安全対策が講じられる場合を除き、原則として開発を抑制します。

■対象区域

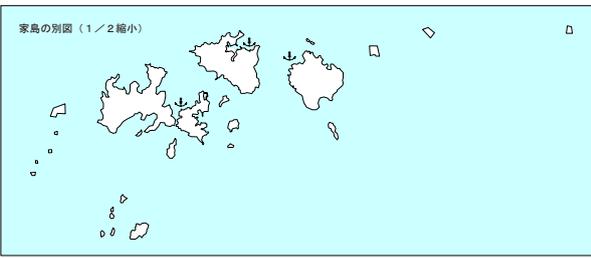
区域	活用目的
インターチェンジ・ランプ周辺	自動車専用道路のインターチェンジ及びランプ周辺又はインターチェンジ・ランプに直結している幹線道路沿線において、無秩序な土地利用を整序・抑制し、その物流機能を生かした流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導するもの。
鉄道駅周辺	駅の徒歩圏において、無秩序な土地利用を整序・抑制し、駅周辺の特性や実情に応じた適正な土地利用を誘導するもの。
既成住宅開発区域	既に宅地開発され良好な居住環境が形成されている区域において、その居住環境の保全や周辺環境との調和を図るもの。
公共公益施設跡地活用	公共公益施設跡地において、まちの活性化等に寄与する民間投資を適切に誘導するもの。
公共公益開発地	公共公益開発地において、周辺の環境との調和を図りながら、公共公益施設の整備を適切に進めることとあわせて、適正な土地利用の誘導を図るもの。
既存集落	特別指定区域制度の活用や開発許可制度の弾力的運用により、周辺環境と調和した適切な建築・開発行為を誘導し、住環境の改善と既存コミュニティの維持を図るもの。

■市街化調整区域のまちづくり



凡 例	
地域区分	
都市計画区域	
市街化区域	
市街化調整区域	
主なまちづくりの取組	
インターチェンジ・ランプ周辺	
鉄道駅周辺	
既成住宅開発区域等	
既存集落	

注1：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年（2023年）10月に公表した都市計画案であり、確定したものではありません。
 注2：主なまちづくりの取組の詳細は、別冊に掲載しています。



2

交通


**主な
関連計画**

- ・姫路市総合交通計画
- ・姫路市駐車場整備計画
- ・姫路市バリアフリー基本構想

- ・姫路市自転車活用推進計画
- ・「(仮称)道の駅姫路」基本計画

(1) 基本的な考え方

地域や利用者のニーズに的確に対応した公共交通の維持・確保を図るとともに、豊かな公共空間を生み出す道路整備、安全で快適な歩行環境や自転車利用環境の創出など、人と環境にやさしい交通体系の充実を図ります。

また、自動車交通の円滑化を図るための幹線道路については、市内における交通混雑等の状況や都市づくり全体との関連を踏まえながら、重点的かつ効率的な整備を推進します。本市の強みであるものづくり産業の活性化や地域資源を生かした交流促進のため、広域交通網の一層の拡充を図ります。

(2) 公共交通
公共交通ネットワーク

- 各地域の主要拠点や市外の連携拠点を相互に結ぶ公共交通を骨格となる公共交通ネットワークと定義し、定時性・速達性に優れた鉄道と、運行ルートの柔軟性に富んだバスの双方の利点を活かし、これらを有機的に結びつけることで既存の公共交通ネットワークが持っている輸送力を十分に活用し、市外との広域移動、市内移動の双方を支援することを目指します。
- 隣接市町との移動を支援するための広域連携公共交通を確保します。
- 鉄道やバスでは対応が難しい地域では、主要拠点で他の公共交通に接続するコミュニティバス等の地域公共交通で地域内移動を面的にカバーします。
- 姫路駅周辺においては、公共交通相互の乗り継ぎ利便性向上を一層推進するとともに、過度な自動車の流入を抑制し、高度なモビリティサービスの活用も視野に入れながら、多様な交通手段による快適な交通環境を目指します。

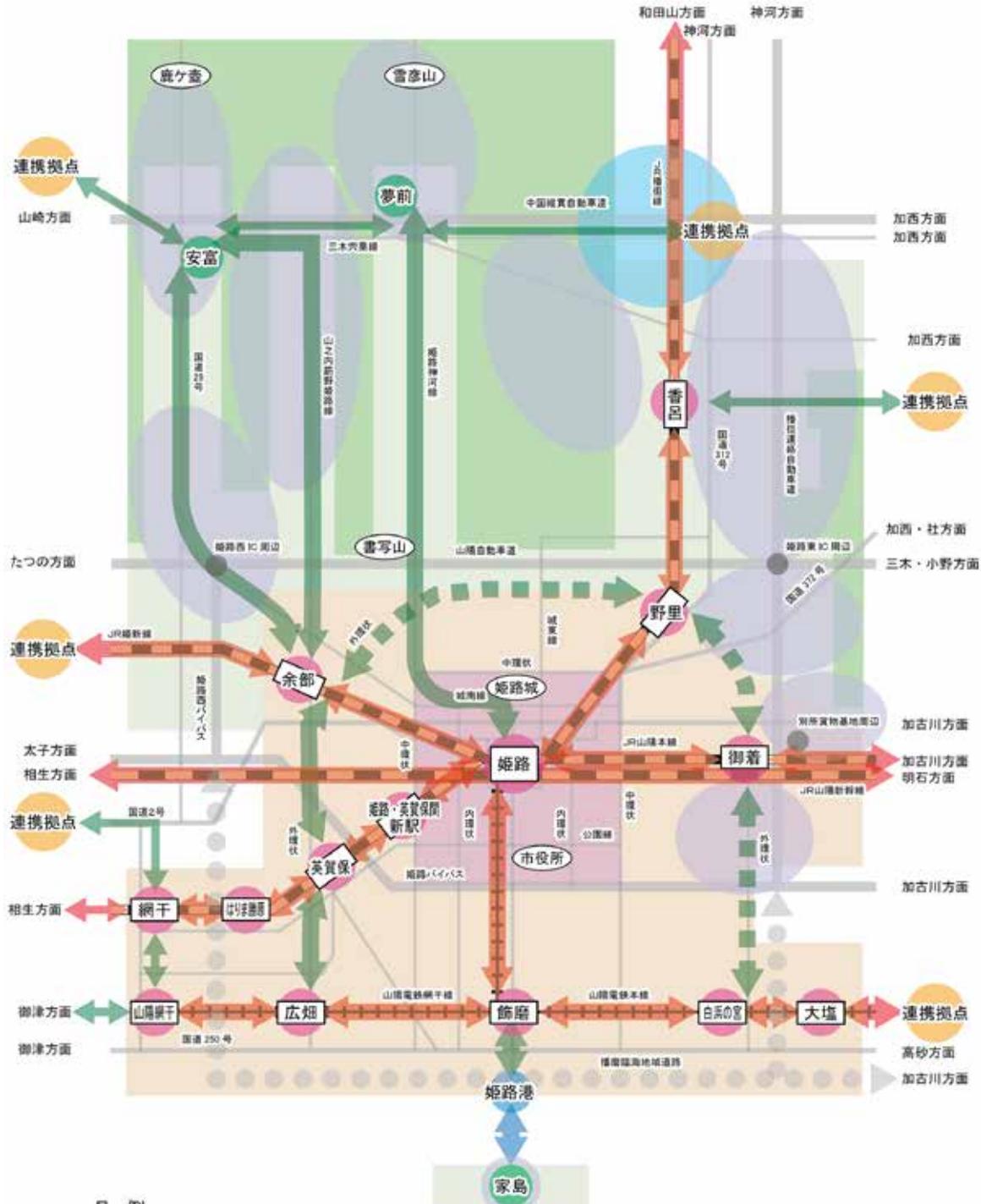


コンパクト・プラス・ネットワークってよく聞くよね。

コンパクトなまちづくりにあわせて、各地域が相互につながる安全で快適な交通ネットワークの構築が求められているんだ。だから、交通の取組もとても大切になってくるよ。



■骨格となる公共交通ネットワーク



凡例

<地域区分>	<主要拠点（交通結節点周辺）>	<骨格交通軸>
都心・中心市街地	地域交流拠点	鉄道
市街地	地域内拠点	バス
郊外部	親港拠点	航路
	流通拠点	コミュニティバス等の地域公共交通
	連携拠点	広域連携公共交通

出典：姫路市総合交通計画（令和3年（2021年）7月）

第4章 分野別の基本方針
〈全体構想〉

公共交通の維持・確保

- 交通事業者とともに路線バスや航路、鉄道のサービス水準の維持・確保に取り組みます。
- 公共交通空白地域等におけるコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなど、地域の実情を踏まえた効率的で持続性の高い地域公共交通の導入を、行政や交通事業者だけでなく地域住民の参画と協働により進めます。
- 駅周辺への都市機能の配置や居住の誘導、モビリティ・マネジメント等のまちづくりと一体となった取組により、公共交通の利用促進を図ります。
- 地域住民に最適な移動サービスを提供するため、鉄道との役割分担等を踏まえたルートや便数の見直しなど、効率的で利用しやすいバス路線網の再編を図ります。既存バス路線の維持が困難な地域では、新たなサービスによる移動手段を確保し、地域住民の利便性向上を図ります。
- 郊外部と都心部を連携するバス路線の機能強化を図るとともに、市内に点在する文教・医療施設等への移動を円滑に行うため、これらの各施設をつなぐバスの導入を検討します。
- 日常生活圏が他市町にまたがる地域においては、近隣市町等との連携・調整を図ることにより、広域連携公共交通の導入を目指します。
- パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、交通事業者とともにゼロカーボンシティの実現に向け、車両のEV化やFCV化等の取組を調査・研究していきます。



利用促進（バスの乗り方教室）

交通結節機能の強化

- 交通結節点となる鉄道駅・バス停留所では、駅舎の整備や上屋及びベンチの整備を行い、利便性を高めます。
- 地域交流拠点に位置付けられた鉄道駅や利用者数が2千人/日以上以上の鉄道駅等について、駅舎の近代化（バリアフリー化）、アクセス道路の改善、駅前広場の整備等により、鉄道の利便性や鉄道駅周辺の利用環境の向上を図ります。

海上輸送機能の強化

- 姫路港旅客ターミナルエリアの再編整備により、姫路の海の玄関口として、地域のブランド価値を向上させる港湾空間の形成を促進します。

新たなモビリティサービスの導入

- 誰もが効率よく、かつ、便利に移動できる交通環境を整えるため、自動運転等の先進的技術や、ICT等を活用したMaaSの導入など、新たなモビリティサービスの導入を検討します。

(3) 道路

幹線道路ネットワーク

本市のように周辺地域から自動車交通が多く集まり、広い市域で都市化が進行する地域では、都心部等へ向かう放射道路に集中する自動車交通や都心部を通過する自動車交通の分散を図るため、環状と放射状の道路を組み合わせた道路ネットワークの構築が効果的です。そのため、本市の幹線道路ネットワークは、内・中・外環状の3環状道路と10の放射道路からなる幹線道路網を骨格として構成します。

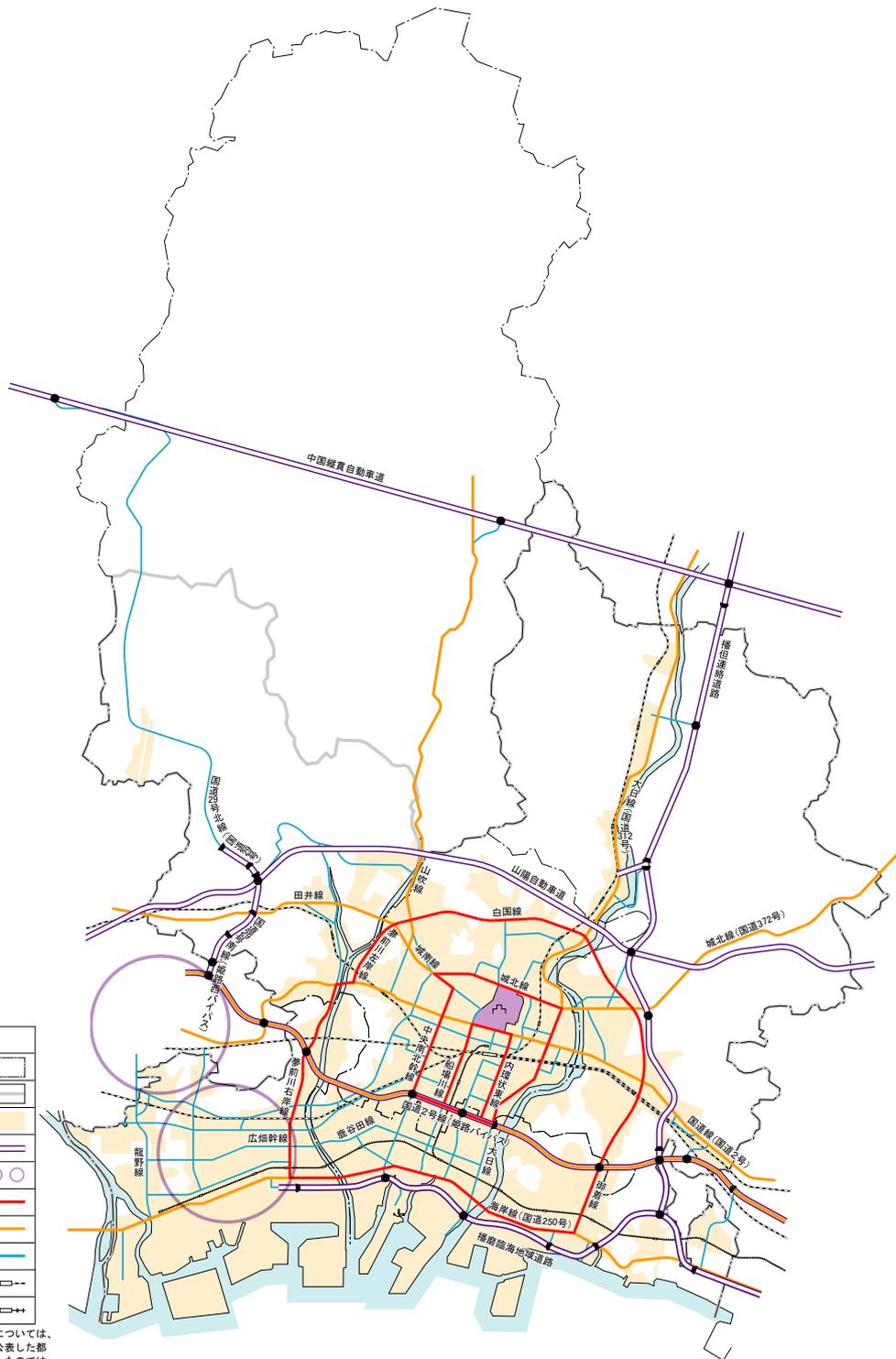
■ 幹線道路ネットワークの基本構成



幹線道路の整備

- 播磨地域におけるものづくり力の強化や防災・減災機能の強化、広域交流の円滑化を図るため、播磨臨海地域道路の早期事業化に向け取り組みます。
- 播磨臨海地域道路の整備とあわせて、高規格な幹線道路による格子型道路網の形成や機能強化を図るため、中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道）の暫定2車線区間の4車線化や国道29号姫路北バイパスの建設を促進します。
- 地域交流拠点間や都心部との交流、連携を促進する放射道路において、恒常的に発生している交通渋滞の解消を図るため、環状・放射の主要幹線道路等の整備を推進します。
- 「改良すべき踏切道」が集中する飾磨地区において、幹線道路の整備等による交通環境の改善を図ります。
- 道路や橋りょう等の適切な維持管理、点検や予防的な修繕、計画的な改修・更新により、ライフサイクルコストの低減を図ります。

■ 幹線道路ネットワーク



凡 例		
地域区分		
都市計画区域		
市街化区域		
道	自動車専用道路	
	自動車専用道路(構想)	
	幹線道路(環状道路)	
	幹線道路(放射道路)	
路	幹線道路(環状道路)	
	幹線道路(放射道路)	
	幹線道路(その他)	
鉄	JR線	
	山形電鉄	

注1：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年（2023年）10月に公表した都市計画案であり、確定したものではありません。また、播磨臨海地域道路の一部の区間については、構想段階のため、具体的なルートを表したものではありません。

注2：幹線道路の定義は以下のとおりです。
緊急輸送路・緊急交通路
物流ネットワークを構成する路線
交通量が多い道路
公共交通施設アクセス道路
インターチェンジアクセス道路

注3：上記の定義に該当しない道路（補助幹線道路）は地域別構想の将来像に記載しています。



第4章 分野別の基本方針
〈全体構想〉

豊かな公共空間を生み出す道路空間の活用等

- 幹線道路は都市においてネットワークを形成する公共空間であり、多目的に活用できるオープンスペースとしての役割にも配慮しながら、植栽による緑化や地域の景観への配慮など、潤いや豊かさが実感できる道路空間の創出を図ります。
- 大手前通りについては、「人」中心の道路空間を構築するため、歩行者利便増進道路制度（ほこみち制度）等を活用し、賑わい創出や地域活性化に資する、道路の魅力的な活用に取り組みます。



大手前通り（ほこみち制度）

誰もが安心して通行できる歩行者空間の整備

- 都市計画道路の整備にあわせて、有効幅員を確保した歩道等の整備を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの取組として、誰もが安心して移動し、活動できる歩道の整備を図ります。
- 高齢者、障害者等が日常的によく利用する鉄道駅や官公庁施設、医療・福祉施設等への移動経路となる駅前広場や歩道等のバリアフリー化を図ります。

駐車対策

- 大手前通りのトランジットモール化、徒歩と公共交通を中心としたまちづくりを踏まえ、駐車場整備計画など都心部における駐車対策を見直します。

都市計画道路網の見直し

- 国・県の動向を注視し、社会経済情勢の大きな変化に伴い、求められる都市の将来像の変更にあわせ、整備効果等の検証等を踏まえながら、必要に応じて都市計画道路網の見直しを行います。

道の駅の整備

- 本市の様々な地域資源と交通アクセス性を生かした観光ゲートウェイとして、利便性・魅力向上機能や広域防災機能、交流機能をあわせ持った道の駅の整備を推進します。

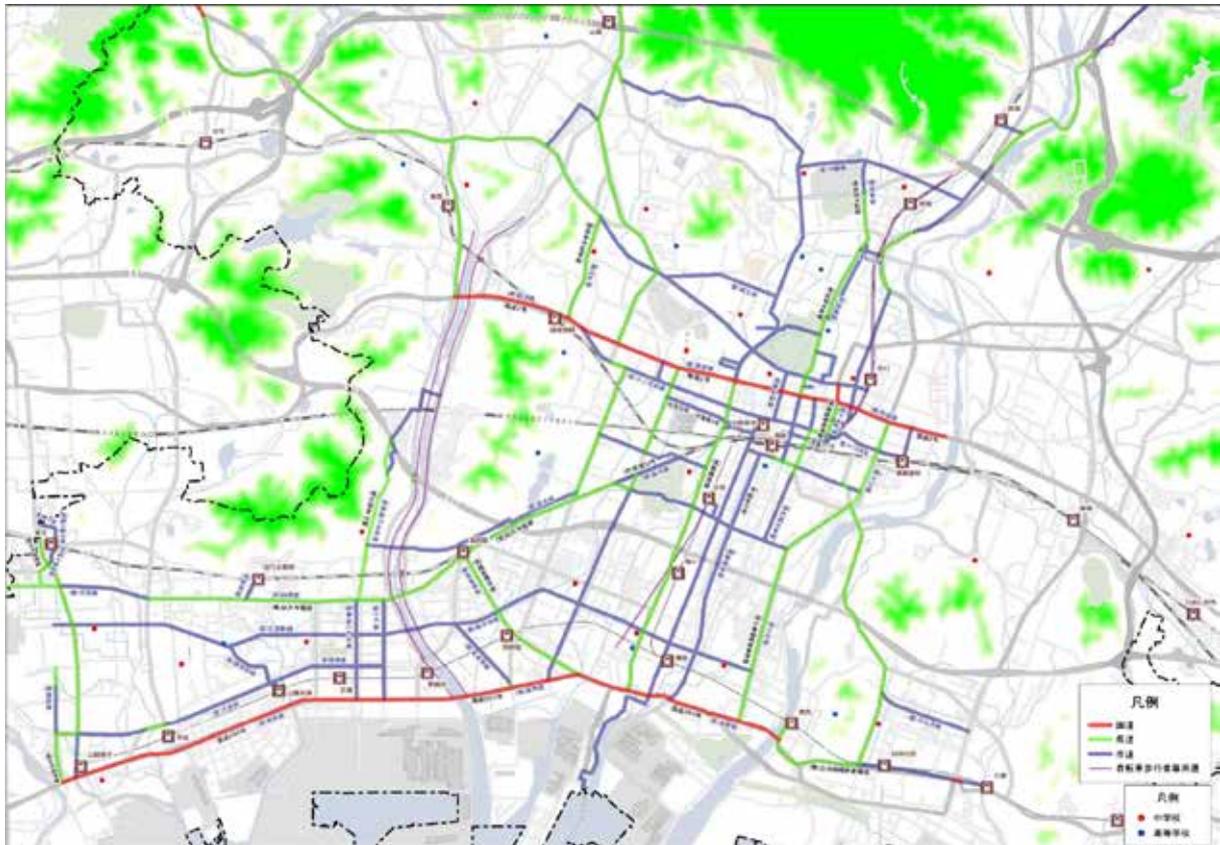
（４）自転車利用環境

自転車ネットワーク

- 環境負荷の低減や災害時における交通機能の維持、市民の健康増進等につながる自転車の利用を促進するため、安全で快適な自転車通行空間や駐輪場を確保することにより、自転車利用環境の向上を図ります。

- 自転車ネットワーク路線を中心に自転車道や自転車レーン等を整備し、自動車や歩行者と自転車との通行空間の分離を図ります。

■ 自転車ネットワーク路線



出典：姫路市自転車活用推進計画（令和3年（2021年）7月）

放置自転車対策

- 放置自転車対策が必要な鉄道駅周辺を中心に駐輪場の整備を図ります。都心部においては、商業施設等と連携しながら駐輪スペースを確保するための取組を進めます。
- 自転車等の放置防止に関する啓発活動や自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等の撤去を実施し、自転車利用マナーの向上や放置自転車の抑制を図ります。

シェアサイクルの利用促進

- シェアサイクル（姫ちゃり）の利用促進を図るため、利用者のニーズに合ったサイクルポートの設置など、利用者の利便性向上に取り組めます。

3 水と緑


**主な
関連計画**

- ・姫路市緑の基本計画
- ・手柄山中央公園整備基本計画
- ・姫路城跡保存活用計画

(1) 基本的な考え方

緑は、都市環境の改善、災害時の防災、レクリエーション活動や憩いの場等として、市民生活を様々な形で支えています。このような多様な効用を持つ緑を都市の中に市街地と調和しながら保全・整備し、市民・企業等と連携・協力しながら、緑とふれあい、緑を通じて人がつながることができる、住みよい都市づくりに取り組みます。

(2) 自然・田園環境

- 北部等に広がる森林は、水源の涵養、土砂災害の防止、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能を有していることから、健全な森林を維持できるよう適切な間伐・枝打ち・下草刈り等の管理を促進するとともに、一定規模以上の森林の開発に対して緑地の保全や景観への配慮を誘導するなど、優れた森林環境の保全・活用を図ります。
- 県民緑税事業や森林環境譲与税事業等を通じて、放置された里山林の保全・活用を図ります。
- 市街地に隣接する農地や里山林と一体となって広がる農地は、レクリエーションファームとしての活用を促進し、その保全を図ります。
- 遊休農地の解消に向け、次世代を担う新規就農者を確保するとともに、担い手への農地の集積・集約化による効率的な営農を展開します。
- 雪彦山や明神山、家島諸島など特色のある自然環境と姫路城をはじめとする歴史的環境は、本市の大きな魅力であるため、各種法指定により開発等を抑制します。
- 市街地に残る独立丘陵で、緑地保全に関する法規制がない地域については、地域住民等と連携した保全・活用の取組を検討します。
- C S R活動を通じた植林や里山林の保全等への企業の参加を促進します。
- 伊勢自然の里・環境学習センターや自然観察の森、姫路科学館等を活用した環境学習等を通じ、緑や生物多様性への市民の理解を深める取組を進めます。



農地風景



伊勢自然の里・環境学習センター

- 市川、夢前川、林田川、揖保川等の河川については、治水・利水機能を確保した上で、河畔林の育成やビオトープの保全等を促進します。

(3) 公園・緑地

シンボルや拠点となる公園・緑地の整備

- 都心近郊にある緑とスポーツ及びレクリエーションの拠点として、文化センターの移転等に伴う手柄山平和公園の再整備を推進します。ひめじスーパーアリーナの整備と既存公園施設の再整備を進めるとともに、施設間の円滑な移動動線を確保することで魅力向上を図ります。
- 姫路公園については、「姫路城保存活用計画」に基づき、姫路城を核とした歴史的景観と水と緑が調和した市中心部の公共空間にふさわしい利用環境の維持・向上を図ります。
- 名古屋山霊苑については、花と緑に包まれた市民の憩いの場として緑化を図ります。
- 公園・緑地の整備にあたっては、自然環境が有する雨水貯留機能を活用した都市型水害への対応力の強化や暑熱対策の推進など、グリーンインフラの充実を図ります。



姫路公園

身近な公園・緑地の整備

- 地域住民の身近な憩いの場、災害時における避難場所等を確保するため、市街化が進みつつある地域においては、公園整備の優先度を考慮しながら、まとまった規模を持つ公園の計画的な整備を図ります。
- 健康増進や子育てしやすい環境づくりの一環として、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の地域交流の場となる公園緑地が求められることから、既存公園の統廃合や集約化を含めた再編と活性化に取り組みます。

公園のストック効果の向上

- 地域コミュニティによる柔軟で楽しい公園運営を進めるため、公園愛護会の活動の幅を広げるための支援、活発な活動につながる奨励制度の設置、情報発信等に取り組みます。
- 設置管理許可制度やPark-PFI（公募設置管理制度）の導入、公園愛護会がより活性化する仕組みづくり等、公園の質を引き上げる民間の取組支援、市民協働による施設整備を推進します。

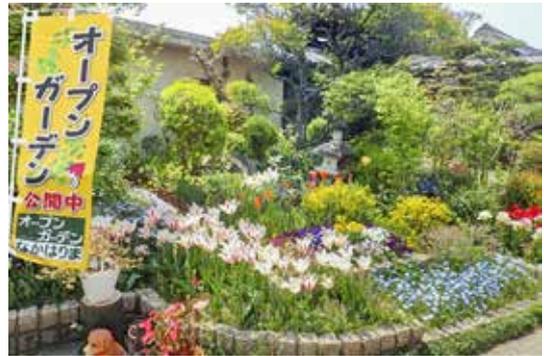


公園の利活用

- 既存の公園・緑地については、従来の事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図り、公園施設の長寿命化や成長しすぎた樹木の管理等を推進します。
- 社会経済情勢の大きな変化に伴い、求められる都市の将来像の変更にあわせ、整備効果等の検証等を踏まえながら、必要に応じて都市計画公園・緑地の見直しを行います。

(4) 都市緑化

- 緑化イベントの開催や広報活動、緑化研修や指導員の派遣、オープンガーデン事業など多様な機会の創出により、緑に対する市民の関心を高めるとともに、各種活動等への参加を促します。
- 公共施設においては、樹木の適切な維持管理や緑化を図るとともに、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、民有地における緑化を促進します。
- ひめじ花と緑のコンクール等によるベランダの花壇化、地区計画や緑地協定等の普及啓発を図る等、多様な手法による市街地における緑の創出を図ります。
- 幹線道路においては、街路樹等の適切な維持管理や沿道の敷地内緑化等により連続した緑の確保を図ります。



オープンガーデン



手柄山スポーツ施設外観鳥瞰図

4

市街地整備


**主な
関連計画**

- ・ 姫路市ウォークアブル推進計画
- ・ 姫路市空家等対策計画
- ・ 姫路市住宅計画
- ・ 姫路市耐震改修促進計画

(1) 基本的な考え方

高次都市機能や商業機能等の集積が進み、中心市街地の相対的な活力の低下が改善されつつある姫路駅周辺地区においては、引き続き、再整備した大手前通りや駅前広場等を活用した公民連携による活性化の取組を推進するとともに、他の主要な鉄道駅周辺においては、地域の課題に応じた市街地の整備・改善を推進します。

また、地域住民等の参加・協力を得ながら、密集市街地の改善、空き家の活用やリノベーションの促進、公共空間の利活用等を推進します。

(2) 既成市街地
計画的な再開発が必要な市街地

- 土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災力の向上等の整備課題を抱えている既成市街地等を計画的な再開発が必要な市街地として位置付け、重点的に市街地の整備を推進すべき地区を定めた上で、地区の特性に応じた整備を進めます。



姫路駅周辺

- 姫路駅周辺地区においては、キャストィ 21 計画に基づく再開発により、行政と民間の適切な役割分担の下、播磨地域の中核都市にふさわしい商業・業務、医療、芸術・文化等の高次都市機能の集積を図ります。
- 「改良すべき踏切道」が集中する飾磨地区において、鉄道と道路との立体交差等の対策を推進し、安全で良好な環境を創出します。
- 阿保地区や J R 網干駅前地区における土地区画整理事業を推進し、良好な市街地の形成を図ります。
- 本市が有する余剰施設を含む既存ストックや施設跡地を活用し、民間投資を適切に誘導しながら、拠点の位置付けに応じた都市機能の維持・増進及び良好な住環境の形成等を図ります。
- 旧中央卸売市場跡地においては、新市立高等学校の校舎の建設、移転に向けた計画や整備を進めます。
- J R 手柄山平和公園駅周辺において、駅前広場やアクセス道路等の都市基盤整備による交通結節機能の向上、手柄山平和公園の再整備による都市機能の強化・維持を図ります。



阿保地区土地区画整理事業

- 大規模な工場の移転等が生じる場合や網干沖等の埋め立てによる新たな工業用地が確保された場合には、企業に対して適切な跡地利用を促すとともに、用途地域の指定等を行い、都市機能との調和や地域産業の持続的な振興を図ります。

密集市街地の改善

- 老朽木造家屋が密集した防災上の課題を持つ密集市街地においては、建築物の建替え等による耐震化・不燃化の促進、避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の整備等に取り組み、安全で安心な市街地の形成を図ります。密集した町家等の歴史的な町並みが地域の魅力となっている地区については、避難路や防災広場の優先的な確保を図りつつ、可能な限り歴史的景観の保全等を図ります。
- 密集市街地の改善に当たっては、地域住民など多様な主体が相互に連携しながら、協働して防災の取組を推進することとし、コミュニティを中心とする自主防災意識の向上を図るとともに、地域住民等の参画と協働によるまちづくりを推進します。

居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成

- 姫路に暮らす人、訪れる人が街の中に多様な居場所の選択肢を持ち、街への誇りと愛着が持てる魅力的なまちなかの実現を目指して、姫路駅から姫路城やアクリエひめじまでを中心に、ウォーカブルな「人」中心の空間へ転換するための取組を段階的に推進します。
- 大手前通りのエリア価値向上を目指して、道路空間と沿道建物が一体となった魅力向上の取組を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワークを中心とする働き方の多様化に対応するため、テレワーク拠点の導入を検討します。
- 地域の魅力発信の担い手となり得る新たな人材を発掘・育成する取組を推進します。



白鷺町のウォーカブルの取組



大手前通りイルミネーション（歩行者天国）

(3) その他の市街地

- 既成市街地の周辺で公共施設の整備が十分でないにもかかわらず、市街化が進行している地域や低未利用地が多く残されている地域においては、市街地の骨格となる道路、公園等の適正配置のもとに土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、計画的な市街地の形成を図ります。

(4) 住環境

住環境の向上

- 土地区画整理事業等の面的整備事業が実施された住宅地など、敷地規模を有し、敷地内の緑が豊富で建築物の高さもそろっている住宅地については、地区計画制度、建築協定制度、景観協定制度等を活用し、良好な住環境の維持、保全を図ります。郊外に計画的に開発された住宅団地についても地区計画制度を活用し、現在の住環境の維持、保全を図ります。
- 新たな住宅開発においては、「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づき、良好な住環境の形成と快適で安全なまちづくりを促進します。
- 生活道路が未整備な住宅地においては、姫路市安全・安心生活道路整備制度により、生活道路の拡幅を支援します。
- 高齢単身世帯等が増加しており、高齢者が安心して暮らせる住まいを確保していくため、高齢者向け住宅の適切な整備を促進するとともに、高齢者向け住宅等への高齢者の住替えを支援します。
- アスベストを使用した建築物の解体工事に対して、アスベストの飛散防止対策に係る指導と啓発の強化を図り、市民への健康被害の発生を防ぎます。

空き家等の対策

- 良好な住環境を保全するため、空き家の適正な管理や利活用を所有者等に促すとともに、空き家の発生抑制や管理不全の解消に対する市民意識の醸成、地域における見回り活動の促進など、総合的な空き家対策を推進します。
- 住環境を悪化させる管理不全土地の発生を抑制するため、空き家や空き地（低未利用地や所有者不明土地等）の所有者等による適正な管理、利活用の促進に取り組みます。
- 管理不全マンションの発生を抑制するため、管理組合を対象としたマンション改修の支援やセミナーの開催、管理相談など、分譲マンションの適正な維持管理を促進します。

市営住宅の整備等

- 市営住宅の計画的な建替えや改修を進めるとともに、人口減少に応じた適正な配置や民間ノウハウの導入、空き住戸の活用等による効率的かつ効果的な管理運営をすることで、市営住宅を安定的に提供します。
- 住宅の確保に配慮が必要な市民が安心して暮らせるよう、市営住宅の提供や民間賃貸住宅の活用等を通じて、住宅セーフティネット機能の充実を図ります。

5

生活環境


**主な
関連計画**

- ・ 姫路市環境基本計画
- ・ 姫路市地球温暖化対策実行計画
- ・ 姫路市一般廃棄物処理基本計画
- ・ 流域別下水道整備総合計画
- ・ 姫路市水道ビジョン

(1) 基本的な考え方

上下水道は、普及向上のための建設事業は概ね完了しており、今後は施設の維持管理や改築更新に重点を置くとともに、人口減少や急激な物価上昇などの社会経済情勢を踏まえ上下水道事業経営の効率化にも取り組んでいます。

また、地球規模に拡大した今日の環境問題に対応するため、ごみの発生抑制・再使用・再生利用等の循環型社会の形成を目指した取組や再生可能エネルギーの普及等を推進します。

(2) 下水道・水道
下水道施設

- 老朽化した管渠や処理場、ポンプ場等の計画的な更新・耐震化を進めます。
- 将来において持続可能な生活排水処理を維持していくため、集落排水処理施設やコミュニティ・プラントの公共下水道への接続・統合を進めるとともに、民間活力の導入や下水道DXの推進、未利用地等の有効活用など、下水道事業経営のさらなる効率化を図ります。
- 都市化の進展に伴う雨水流出量の増大や近年の気候変動に伴う集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、浸水リスクを評価し、優先度の高い地区に重点をおいて、計画的に雨水幹線、雨水ポンプ場、雨水貯留施設の整備を順次進めていきます。

水道施設

- 老朽化した水道施設や管路の計画的な更新・耐震化を図ります。特に市川水系に位置する水道施設については「姫路市基幹浄水場（市川水系関連施設）再編計画」を策定し、耐震化とともに施設規模の適正化を図ります。
- 安全で良質な水道水を安定して供給するため、水需要に応じた管路のダウンサイジングや施設規模の適正化を進めるとともに、民間活力やICTを活用するなど、水道事業経営のさらなる効率化を図ります。

(3) その他の供給処理施設

ごみ処理施設等

- 市民、事業者と協力し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の3Rを意識したライフスタイルの定着を目指すとともに、一般廃棄物の適正で安定的な処理能力を確保します。
- 循環型社会の形成を目指した環境発信拠点としてエコパークあぼしの活用を図ります。
- ごみ処理施設については、将来にわたって持続可能な適正処理を確保するため、エコパークあぼしの長寿命化などの既存施設の改修の実施および更新の検討を進めます。
- 市川美化センターの後継施設として、旧南部美化センター跡地に新たなごみ処理施設を建設します。循環型社会の形成と、廃棄物エネルギー回収およびその有効利用に配慮し、地域社会に貢献できる施設をめざします。
- し尿処理施設については、公共下水道の普及等による処理量の減少や施設の老朽化を踏まえ、生活環境と公衆衛生の保全に必要な処理体制を確保します。
- 収集運搬、中間処理、最終処分の各過程における産業廃棄物の適正処理を促進するため、処理業者に対する立入検査、報告徴収など監督強化を図ります。
- 産業廃棄物処理施設等の設置に当たっては、「姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防および調整に関する条例」に基づき、関係住民等の意向を十分に反映させたものとしします。

卸売市場

- 白浜地区に移転再整備した中央卸売市場については、周辺の妻鹿漁港、食品関連企業等との連携や場外施設（賑わい施設）の整備を促進し、将来にわたって播磨地域に貢献し続ける生鮮食料品等の流通拠点としての機能強化を図ります。

(4) 再生可能エネルギー

- 温室効果ガスの排出抑制やエネルギー問題・電力不足への対応、地域経済の活性化等を目指し、日照に恵まれた本市の特性を生かした太陽光発電の普及を促進します。
- 下水汚泥の肥料化や下水熱をエネルギーとして利用するなど、下水道施設に賦存する資源やエネルギーの有効利用を図るとともに、ごみ処理施設においても発電や熱利用等の資源の有効利用を図ります。
- 水素ステーションの整備や燃料電池自動車等の普及を促進するとともに、臨海部にLNG発電所が集積し、西日本1位のLNG輸入拠点である姫路港を有するという強みを生かした水素受入基地の立地を促進するなど、水素エネルギーの利用拡大に向けた環境整備に取り組み、産官学が連携して、カーボンニュートラルポートの形成を図ります。



水素ステーション

6

防災



主な
関連計画

- ・姫路市強靱化計画
- ・姫路市地域防災計画
- ・雨水管理総合計画

- ・兵庫県津波防災インフラ整備計画
- ・兵庫県高潮対策10箇年計画
- ・兵庫県山地防災・土砂災害対策計画

(1) 基本的な考え方

国の防災基本計画や兵庫県地域防災計画等を踏まえた「姫路市地域防災計画」に基づき、災害時に対してしなやかな防災構造を形成する防災拠点の配置とネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化や津波対策、頻発・激甚化する水害・土砂災害対策の強化を図ります。

特に、南海トラフ地震や山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携しながら災害に強い都市づくりを進めるとともに、災害対策のあらゆる分野で減災の考え方を徹底し、ハード・ソフトや事前準備を組み合わせた総合的な対策を進めます。

(2) 防災拠点の整備とネットワークの形成

- 幹線道路や河川、緑地等の延焼遮断帯（広域防災帯）に囲まれた自立的な防災ブロックにより市街地を構成し、各ブロック内において防災活動の拠点や避難地の体系的な整備を図るとともに、広域防災拠点となる手柄山平和公園と地域・コミュニティ単位の防災拠点とのネットワーク化を図ることで防災機能を高めます。
- 洪水、高潮による浸水リスクや液状化リスクの高い区域が広範囲に分布する臨海部において、災害時に機能する道路ネットワークの確保を図ります。
- 災害応急活動に必要な物資の搬送等のための緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化、無電柱化等を進めるとともに、緊急自動車等の通行を確保する緊急交通路の設定や、海や空からの代替ルートの確保など、緊急輸送体制の確保を図ります。
- 人的被害を最小限に抑えるため、気象情報や避難情報等の住民等に対する災害情報伝達手段の充実を図ります。

■ 防災拠点の配置

区分	配置方針
広域防災拠点	・広域的な救援・救護・復旧のための拠点として、手柄山平和公園を広域防災拠点として位置付け、防災機能の充実を図ります。
地域防災拠点	・情報収集・伝達機能を有する支所、出張所と各種応急対策活動を行うオープンスペースを1組として、防災ブロックの防災活動の拠点となる地域防災拠点を配置します。 ・地域防災拠点は、派遣された要員や緊急物資の受け皿であり、市街地の消防・救援・救助・復旧等の活動拠点や要員・資材の集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担います。
コミュニティ防災拠点	・小学校区を基本とした生活圏において、圏内の中心となるコミュニティ防災拠点を配置します。 ・コミュニティ防災拠点は、災害時には地域住民の避難及び防災活動の拠点として、平常時には地域住民のコミュニティ形成の拠点としての役割を担います。

(3) 地震・津波対策

都市の耐震・不燃化

- 庁舎、消防署等の防災上重要な公共建築物や上下水道施設等の耐震化を推進するとともに、広域的な相互応援体制を確立します。
- 住宅や緊急輸送道路沿道の建築物、要配慮者利用施設など、民間建築物の耐震化を促進するとともに、都市機能が集積する都心部等では、火災による被害拡大を防ぐため、建築物の不燃化や避難安全性能の向上を促進します。
- 密集市街地においては、建築物の建替え等による耐震化の促進、避難や延焼防止、消火救出活動に有効な道路・公園の整備等に取り組み、防災性の向上を図ります。
- 大規模盛土造成地については、その存在の住民への周知を図るとともに、経過観察等による安全性の確認等を行います。

津波対策

- 近い将来発生が懸念される南海トラフ地震の発生に伴う津波に備えるため、「兵庫県津波防災インフラ整備計画」に基づく既存海岸保全施設の強化を促進します。
- 海岸保全施設で防御しきれないレベルの津波に対して早急な避難により人的被害の軽減を図るため、津波避難計画に基づく指定緊急避難場所、津波避難ビル等及び避難路の確保や、津波警報等の住民等への適切な伝達手段の整備を図ります。



津波避難ビル等

(4) 水害・土砂災害対策

総合的な治水対策

- 浸水被害を軽減するため、国、兵庫県が実施する一級・二級河川の改修等を促進しながら、市が主体的に事業に取り組む都市基盤河川や市が管理する河川の改修等を推進します。また、河川事業と連携しながら、雨水管理総合計画に基づき下水道施設の雨水幹線や雨水ポンプ場、雨水貯留施設の整備を進めていきます。
- 開発行為における調整池等の設置促進やため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、ハザードマップの作成・周知、雨量・水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等による減災対策を組み合わせた総合的な治水対策を推進します。



福泊調整池

- 「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づく防潮堤等の整備や、河川整備計画に基づく高潮対策事業を促進します。
- 地下街は構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることから、地下街等における利用者の円滑で迅速な避難確保や浸水防止対策を図るための防災体制の整備を促進します。
- 洪水、内水、高潮により、市街地の広範囲において建築物の床上浸水が想定されていることから、病院等の都市機能上重要な建築物の耐水化を促進し、災害時における都市機能の確保を図ります。

災害リスクを考慮した土地利用

- 家屋倒壊等氾濫想定区域など、特に災害リスクの高い区域に立地する病院や高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設については、建替え等を契機として、安全な市街地への移転を促進します。
- ハザードマップの作成・周知、雨量・水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等を当面の取組として進めつつ、災害リスクの高い区域における土地利用制限を視野に入れた中長期的な対策を検討します。

土砂災害対策

- 山麓部における崖崩れ、土砂流出等による被害を防止するため、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の周知や警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害特別警戒区域における市街化を抑制します。
- 「兵庫県山地防災・土砂災害対策計画」に基づく砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設、治山ダム等の整備を促進するとともに、緊急防災林の整備（災害緩衝林の造成や間伐木を利用した土留工の設置など）等による災害に強い森づくりを推進します。
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査やその結果を踏まえた危険な盛土等を規制する区域の指定を行い、盛土等の安全対策の強化を図ります。

(5) 地域防災力の向上

- ハザードマップの周知や出前講座等を通じて、市民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動に対する各種支援等を実施し、地域コミュニティにおける共助による防災活動を促進します。
- 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に対して、利用者の円滑で迅速な避難確保を図るための避難確保計画の作成を促進します。
- 発災時における一時避難後の応急仮設住宅地を迅速に確保するため、応急仮設住宅地の選定等に係る調査・研究を行います。



主な
関連計画

・姫路市都市景観形成基本計画
・姫路市景観計画

(1) 基本的な考え方

美しい山々や河川、瀬戸の海などの豊かな自然や世界遺産姫路城をはじめとする歴史・文化などの数多くの景観資源を生かし、姫路らしい都市景観の形成を図るため、本市では、昭和62年（1987年）に「姫路市都市景観条例」を制定し、良好な景観を形成するための施策を総合的に展開してきました。

また、平成20年（2008年）4月からは、景観法に基づく景観計画を策定し、地域特性に応じた景観形成を推進するため、市内全域を景観計画区域として良好な景観の形成に関する方針を定め、重点的に景観形成を図る区域として「都市景観形成地区」「歴史的町並み景観形成地区」「風景形成地域」を定めています。

(2) 景観構造と類型

本市の景観は、市民に身近な景観やまちのシンボルとなる景観、山や川などの自然景観など、景観を構成する要素が様々あります。また、それらをとらえる視覚的広がりや歴史的背景などによっても多様な展開がみられます。

本市の景観を「景観核（点）」「景観軸（線）」「ゾーン景観（面）」「眺望景観」に構造化し、各景観構造について類型ごとに方針を定め、その実現を図ります。

なお、4つの景観構造に共通する構成要素としての良好な夜間景観の形成に取り組みます。

景観構造	類型
景観核	<ul style="list-style-type: none"> ● まちのイメージを形成する景観上重要な場所です。 ● 姫路城を中心としたまちのシンボルとなる「都市景観核」のほか、地域ごとに愛着を持って育まれてきた身近な景観資源である「地域景観核」があります。
景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市の骨格となる幹線道路や河川などの線的な要素です。 ● まちの玄関口である JR 姫路駅から姫路城を見通す大手前通り、JR 姫路駅から姫路港を結ぶ駅南大路がシンボル道路として「都市軸」を形成しています。また、産業活動や都市活動を支える「産業活動軸」として国道などの主要幹線道路が、まちにうるおいを与える「水緑軸」として市川や夢前川などの主要な河川・緑地があります。
ゾーン景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 面的な広がりを持つ同質景観のまとまりのことであり、主に土地利用の特性に応じて地域の景観的特徴が表れます。 ● 住宅地、田園集落地、公園緑地、商業業務地、工業地、港などまとまりあるゾーン景観が形成されているとともに、街道筋では歴史的町並みなど特徴あるゾーン景観が形成されています。
眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市の広範囲を眺める景観であり、地形や都市構造、都市の成り立ちなどを風景的に捉えた要素であると言えます。 ● 山並み景観と海浜・島しょ景観が大地形として市街地を取り巻いており、その中で、姫路城の眺望がシンボル景観として捉えられています。

■ 景観構造・類型図



出典：姫路市都市景観形成基本計画（令和8年（2026年））

(3) 魅力ある都市空間の創出

- 都市景観形成地区等の指定により、区域内の建築行為等に対して景観形成基準に基づく助言、指導等を行うほか、区域外においても大規模建築物等の適切な誘導を図ります。
- 都市景観形成地区等における大規模建築物等の建築行為等に対しては、事業計画の早い段階から景観への配慮を求めるデザイン事前協議制度により、専門家の意見を踏まえたきめ細やかな景観誘導を行います。
- 景観形成上重要な建造物については、景観重要建造物や都市景観重要建築物等に指定し、その保存を図ります。
- 「姫路市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物の許可申請等に対する適切な指導を行い、良好な広告景観の形成を図ります。
- 幹線道路の無電柱化を推進し、良好な都市景観やゆとりと潤いのある歩行者空間の形成を図ります。
- 外国人にも分かりやすい道路案内標識など、統一感があり、わかりやすい公共サインの整備を図ります。
- 自然環境や省エネルギーにも配慮した効果的な照明により、魅力的な夜間景観の創出を図ります。



景観核（地域景観核）



景観軸（都市軸）



ゾーン景観（歴史的町並み景観形成ゾーン）



眺望景観（山並み景観）